

改正案				現行			
II 法令違反に対する懲戒処分等				II 法令違反に対する懲戒処分等			
(1) 公認会計士				(1) 公認会計士			
○ 基本となる処分の量定				○ 基本となる処分の量定			
懲戒根拠	懲戒事由	関係条文	基本となる処分の量定（新基準）	懲戒根拠	懲戒事由	関係条文	基本となる処分の量定（新基準）
(略)				(略)			
公認会計士法 違反（信用失墜 行為違反）	<ul style="list-style-type: none"> ・税理士法違反 税理士法違反による業務停止処分が行われた場合 <ul style="list-style-type: none"> (1) 税理士業務停止 6 か月以上 (2) 税理士業務停止 6 か月未満 	第 26 条	業務停止 3 月 業務停止 1 月	公認会計士法 違反（信用失墜 行為違反）	<ul style="list-style-type: none"> ・税理士法違反 [脱税幫助、脱税相談] <ul style="list-style-type: none"> (1) 税理士業務停止 6 か月以上 (2) 税理士業務停止 6 か月未満 	第 26 条	業務停止 3 月 業務停止 1 月
	<ul style="list-style-type: none"> ・税理士法違反 懲戒処分を受けるべきであった旨の決定が行われた場合 <ul style="list-style-type: none"> (1) 税理士業務の停止をすべき期間 6 か月以上 (2) 税理士業務の停止をすべき期間 6 か月未満 		業務停止 3 月 業務停止 1 月		<ul style="list-style-type: none"> ・自己脱税 刑事訴追の対象となった場合や <u>税理士法違反による業務停止処分が行われた場合等重大な場合</u> <ul style="list-style-type: none"> (1) 不正所得高額（2,000 万円超） (2) 不正所得少額（2,000 万円以下） 		業務停止 3 月 業務停止 1 月
	<ul style="list-style-type: none"> ・自己脱税 刑事訴追の対象となった場合等 <u>重大な場合</u> <ul style="list-style-type: none"> (1) 不正所得高額（2,000 万円超） (2) 不正所得少額（2,000 万円以下） 		業務停止 3 月 業務停止 1 月		(略)		
(略)				(略)			